

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員定数条例の一部を改正すること
について

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員定数条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 3 月 2 7 日提出

秦野市伊勢原市環境衛生組合
組合長 高 橋 昌 和

提案理由

地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 1 7 2 条第 3 項本文の規定等に基づき条例で定めることとされている常勤職員の定数を現在の業務量に応じた人数に見直すことにより、定数管理をより実効性のあるものとするため、改正するものであります。

秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第 号

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員定数条例（昭和47年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「56人」を「30人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第2号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 組合長の事務部局の職員 <u>30人</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 組合長の事務部局の職員 <u>56人</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>